

ドイツ政党組織の史的考察(下)

飯田 収治 中村 幹雄
野田 宣雄 望田 幸男

(二) 国民自由党 (die Nationalliberale Partei)

大衆民主主義的状況の醸成とともに社会民主党以外のすべてのドイツ政党も、程度の差はあれ、何らかの形で社会民主党型の組織タイプへの同化を迫られることになった。以下においてわれわれはその具体的態様をそれぞれの党について一瞥してみたいとおもいますが、さしあたりまず自由派政党の一つである国民自由党をとりあげることしよう。自由派政党はかつて名望家政治段階における政党の型をもっとも典型的に代表していたことから考えて、この派の党が新しい状況にいかに対応して行ったかは、とりわけわれわれの関心をそそるであろう。自由派政党としては、国民自由党以外に左翼自由派と呼ばれるグループ、つまり一九一〇年後は進歩人民党に合流した諸政党も存在するが、限られた紙幅の中で叙述をいたすに幅狭せしめないためにも、ここでは国民自由党

にかんするニッパダイの分析のみを紹介しておこうとおもう。

新しい状況への適応にあたって国民自由党は、進歩党、また後へのべる中央党や保守党とくらべても、とくに不利な地位に立たされてきた。進歩党はリヒターの指導のもとに「協会」という形で比較的早く組織化に着手していたし、また中央党や保守党は、その教会組織、行政機構、外郭団体などの援けをかりて大衆の獲得にのり出すことができた。これに対して国民自由党は、その依拠する基盤は経済的に必らずしも斉一ではなく、また確固たる統一的な世界観ももちあわしてはおらず、しかも「教養と財産ある」層の政治的関心は決して高くはないというわけで、多くのハンディキャップをかかえこんでいたのである。だがともかくも国民自由党も組織化の推進という新しい課題を回避することは許されなかつた。一般支持者層の政治的成熟や党内におけるさまざまのあい

対立する経済的・知的グループの発生にともなう、民主的組織による党内の統合が緊急な課題となっていた。しかも政党間の闘争の形態も変化し、党活動の重心はもはや議會を離れて、(とくに選挙に際しての) 広汎な大衆の獲得に移されねばならなくなっていた。^①

このようにして国民自由党の前に浮かび上ってきた組織の拡充という課題は、より直接的には次の二つの側からの刺戟によって一層さし迫ったものとされた。すなわち、一つは農民運動の側からの刺戟であった。^② 一八九三年に主として農業保護関税政策を要求してユンカーの主導のもとに結成された「農業者同盟」(der Bund der Landwirte)は、国民自由党が基盤をおく農村地域、すなわち、ハノーヴァー、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン、ヘッセン、プファルツ、フランケンなどのプロテスタント系農民の間にも強力な地歩を獲得することに成功した。この地域における国民自由党系の農民は、その伝統的な党との結びつきをひとまず保持しながらも、同時に彼らの経済的要求の貫徹を求めた。それまで国民自由党の地方における主な組織であった「委員会」は、これら農民層の党からの離脱を防ぐために、彼らの意向に大きな顧慮を払う必要に迫られた。そこで「信任者」の機能が拡充され、選挙に際しての立候補者の選定にあたってはあらかじめ農民との

交渉が行われ、場合によっては「委員会」の案が修正されることもあった。一八九三年から一九〇六年にかけて、国民自由党の帝國議會議員団が農業的・保守的色彩をより強く帯びることになったのも、このことと無関係ではない。農民層の離脱を防ぐためには、「信任者」の組織の拡充の他に、とくに結社法による制約が解かれた一九〇〇年以後は、各選挙区内にできるだけ多くの「協會」をつくり、党の下部組織とする努力も払われた。^③

農民運動と並んで国民自由党の組織拡充へのいま一つの直接的推進力になったのは、「青年自由派」(die Jungliberalen)の運動であった。^④ この「青年自由派」というのは、国民自由党の強化と改革をめざす都市のブルジョア青年層の集団であった。彼らは単なる党の補助団体にとどまることに甘んぜず、独自の行動を行う自由な団体たらしとし、一八九八年以後ケルンをはじめとして各地に「国民自由派青年協會」(der nationalliberale Jugendverein)または「青年自由派協會」(der jungliberale Verein)を党の組織とは別個に設立した。そして一九〇〇年にはそれらを結集して「国民自由派青年全国連盟」(der Reichsverband der nationalliberalen Jugend)を組織した。とらうで「青年自由派」の政治的立場は、対外政策面では国家主義的、いな帝国主義的でさえあったが、国内政治の領域では、彼らははっきりと自由主義

的な憲法政策や経済政策を要求し、また社会政策の分野では、国民自由党内の多くの人々よりもずっと開明的な立場をとっていた。

すなわち彼らは新しい自由主義の主要な任務の一つを社会改良や労働組合の推進と育成の中に見出し、それゆえ、あの「ベッサーマンからベーベルまで」というスローガンに表現される社会民主党との提携の路線にも賛成の態度をとった。このような政治的立場に立つ「青年自由派」の国民自由党に対する要請は、何よりも名望家層による政治の独占の排除、大衆獲得のための党の組織化と民主化の推進という点に集められた。じじつ、彼ら自身、新しい中間層、すなわち増大しつつある事務職員や官僚層の中に滲透して、国民自由党の支持者の範囲をひろげること成功した。一九〇七年には、ハノーヴァー、ヴェストファーレン、ライン・プロヴィンツ、プファルツ、ヴェルテンベルクおよびバーデンの地域において、五百三十一の国民自由党の「協会」の他に、百の「青年自由派」の協会が設立された。そして「国民自由派青年全国連盟」に糾合された協会の会員数は、一九〇五年において一万人以上に、一九一四年には一万六千から一万八千人にもおよんだ。もちろん、国民自由党内において「青年自由派」は彼らの要求をそのまま貫徹せしめうるほどに強力ではなかった。けれども知的前衛として組織問題を党の日程に上せた彼らの功績は見逃せないだろう。

地方組織

ともあれ右の二つの側からの刺戟のもとに国民自

由党の組織化がおし進められて行った。^⑤一九〇五年の同党の規約

は、すべての党支持者に対して各地域の「協会」のメンバーたり

うる可能性をあたえ、ここに「協会」の名望家的排他性が形式的

にも廃止された。また「協会」の幹部や党大会への出席者も選挙

によるべきことが定められた。こうして国民自由党は次第にその

支持者を黨員として組織化し、少くとも黨員数の上では旧来の粹

をうち破ることに成功した。一八九七年における国民自由党の

「協会」の数はやや高く見積って約四〇〇であったが、これが一

九〇七年には九四〇、一〇年には一、五四五、一四・一五年には

二、二〇七と増加した。そしてこれら「協会」に組織された黨員数

は、一九一〇年において約二〇万、一四・一五年において二八三、

七一一に達した。この数字には多少の誇張があるにしても、当時

選挙における国民自由党への投票者の一五%近くが、黨員として

組織されていたとみなすことができる。これはブルジョア政党と

しては驚くべく高い比率といえよう。もちろん、これら地方組織

において指導的地位をしめたのは、工場主、商人、弁護士、医者お

よび上級学校の教師達で、これに対し農民や小ブルジョアジーの

比重は小さかった。また新たに増大しつつあった階層のうち、新

中間層、すなわち事務職員・技術者・中級官僚は党大会への代議

員の中でその数をふやしていたが、労働者が党組織の指導的地位に代表されている場合は少く、そもそも国民自由党の黨員中一二%が労働者であるとするのは、すでに誇張であつたと見なければならぬ。こうして組織の指導権はなお広汎に「教養と財産ある」層の手に握られたままであつた。それに党費納入の義務づけも必ずしも普及を見ず、また「協会」の幹部や党大会への代表の決定も秘密選挙によるよりも拍手や歓呼による場合が多かつた。このようにさまざまの限界があつたとはいへ、しかし、もともと組織への志向が薄弱であつた支持者に依拠していたブルジョア政党が、比較的短期間にかなり大規模な政党組織を發展させたことは、大いに注目されてよいであらう。

中級の党機関 以上は主して国民自由党の底辺部における組織の發展の概要であるが、次にその上に立つ中級の党機関について簡単な説明を加えておこう。選挙区レベルの組織である「協会」と党本部との間の中間に位する機関として、邦乃至州レベルの組織が一八九〇年代に入つて本格的に拡充・強化された。このことの背後には、選挙に際して他党との連繋が重要な問題になり、それがこのレベルでの組織化を要求したということと、そしていま一つには、地方組織が邦乃至州単位での連繋を通じて彼らの意見を党本部に反映させることを求めたという二つの契機が働いてい

た。一九〇〇年に結社法による制限が解かれて後は、地方組織は正式に邦乃至州の組織、すなわち「邦連盟」(Landesverband)または「州連盟」(Provinzialverband)に糾合され、またこれら「連盟」にかんする民主的の制度も樹立された。たとえば「連盟」の指導部は、直接に選挙区から派遣された代議員によって構成されるか、あるいはそれら代議員間から選出された者によって構成されることが定められた。これら邦乃至州の組織は、もちろん邦議会選挙をはじめとする邦政治の諸問題の処理にあつたが、その他に帝国政治に関連する仕事もひき受けた。そして時とともに「連盟」の本部の仕事は、資料の印刷および配附、演説者の派遣、資金の調達など増加の一途をたどり、やがて国民自由党は他のブルジョア政党に先がけてこのレベルの組織に党書記をもおくようになった。一九一四年にはその数は五〇人にも達している。なお党書記はこの間に選挙区にもおかれるようになった。

このようにして国民自由党も社会民主党と相似た中級の党機関を發達させたが、しかし前者にあつては、邦乃至州の組織はあくまでも独立した個々の「協会」の自発的協力にもとづく連合体と考えられ、選挙に際しての立候補者の選定などについても、「連盟」は、「協会」に対して間接的な影響をおよぼすにとどまつたこと、またこのレベルにおいても依然名望家層が決定力を有し、

いわゆる党官僚の支配する政党とはならなかったことが注意されねばならない。従つてまた国民自由党にあつては、「連盟」は地方と中央の間を媒介する機関である半面、それは地方の名望家的指導者達が彼らの見解の合意点を見出す場でもあり、その意味で中央の党本部に対しても確固とした独立的地位を保持していたのである。

中央の党機関 国民自由党の中央における党機関の成立は、すでに一八六七年の北ドイツ連邦議会の同党議員団の活動の中を求めることができる。そして七〇年には、プロイセン諸州および北ドイツ連邦諸邦の代表から成る三年任期の「全国委員会」(Landesausschuss) およびその中から毎年選出される「幹部会」(Vorstand) が全連邦的組織として設置された。ドイツ帝国建設後に行われ、右の二つの機関に代つてあらためて邦代表と帝国議会議員とから成る「中央委員会」(Zentralausschuss) がおかれることになった。こうして国民自由党は制度的には比較的早くから中央機関をもつてはいたが、しかし実質的には、帝国議会議員団が長らく唯一の中央機関としての役割をつとめていたのである。国民自由党の党本部組織が本格的に拡充・強化されるに至るのは、九〇年代に入つてからのことであつた。すなわち、九一・九二年の

ベルリンにおける帝国議会およびプロイセン邦議会議員団の会合の中から、国民自由党の最初の党規約が誕生し、そしてそれと同時に議員団そのものから区別された党本部の組織が確立された。

まず「党中央幹部会」(der Zentralvorstand der Partei) がおかれ、それは、邦および州の指導部の代表、帝国議会およびプロイセン邦議会議員団の代表によつて構成されることになった。またこれと並んで、広汎な一般黨員層との連繫をはかるために党大会もこの時にはじめて制度化を見た。だがこの九二年の規約がまだ結社法への顧慮から一般的規定にとどまっていたのに対し、一九〇五年の新しい規約は、「青年自由派」の要求もある程度くみ入れて党機構の民主化をはかりながら、中央諸機関の整備をさうにおし進めた。以下、こうして次第に明確な形をとるようになった国民自由党の中央諸機関の主なものについて、それぞれ簡単な説明を加えておくことにしよう。

まず「中央幹部会」^⑨は、右にも述べたように、もともと邦および州組織の代表とベルリンにある二つの議員団(すなわち帝国議会およびプロイセン邦議会の各議員団)の代表によつて構成されたが、一九〇五年の規約においては、地方組織の代表の数が増加せしめられ、それにもない議員団の代表の比重がやや後退した。またこの新しい規約では、「国民自由派青年全国連盟」が三、〇〇

○人のメンバーにつき一人の代表を「中央幹部会」へ送りこむ権利をえたことが注目される。⑩ もっとも、「青年自由派」は党大会によって「中央幹部会」が選出されるといふ中央集権的機構の樹立を求めていたが、この要求は陽の目を見るに至らなかつた。といふのも、すでに指摘したように国民自由党の中級レベルの組織は中央に対して独立性が強く、またそれら組織の代表や議員にも連邦分立主義的志向が根強かつたからである。ともあれ「中央幹部会」は一八九七年には六五人、一九一二年には一〇六人、一六年にはさらに増加して一三五人というように、かなり大規模な機関であつた。この「中央幹部会」の任務は、地方における党の組織活動の推進、選挙の準備、党大会の招集、さらにより重要なものとして党および議員団の政策路線、宣伝路線にかんする討議などであつた。だが実際には、「中央幹部会」の地方組織や議員団に対する影響力はそれほど大きいものではなかつた。党本部と選挙区との間の交渉は、一般にはただ邦の組織を通してのみ行われ、邦指導部の頭をこえて直接下部の組織に働きかけるといふことはなかつた。また中央と邦の組織との関係においても、より大きな役割を演じたのは、後にふれる「執行委員会」(Der Geschäftsführende Ausschuss)であり、「中央幹部会」の監督権や指示権は形式的なものにすぎなかつた。議員団との関係をとってみても、

「中央幹部会」の規制力は決して強いものではなかつた。「中央幹部会」の中でその一般メンバーと議員メンバーとの間に意見の対立が生じたり、また「中央幹部会」の多数派が議員団の行動の指針となるべき決議を行うこともあつたが、総じて議員団はそれらに拘束を受けることなく、独自の判断にもとづいて政策を決定することが多かつた。もちろん「中央幹部会」が中央における党意志形成の一つのファクターであつたことには間違ひはないが。⑪

一八九二年の規約によって一般黨員の代表機関として党大会も制度化されることになつた。その参加資格者は議員および「中央幹部会」のメンバーの他に、邦の「信任者」であつた。だがこの最後のものは、さしあたっては決して一般黨員の選挙によって選ばれる厳密な意味での邦の代表ではなく、むしろ個人的資格で上から党大会に招かれる名望家的性格の濃いものであつた。これに対して「青年自由派」は党内民主主義の立場から直接選挙による代議員の選出を求めたが、一九〇五年の規約はこの点にかんして中途半端な妥協的解決をもたらしたにすぎなかつた。すなわち、各選挙区は最小限二人、最大限五人の代表を党大会に送りうるものとされ、その数は最近の帝国議会選挙で国民自由党に投ぜられた票数にもとづいて決められるものとされた。だが各選挙区内でのそれら代表の選挙方法については、規約は何ら規定を設けず、

しかも他方では、党组织の存在しない選挙区の代表は党本部が決めるとしていた。ともあれ、このような規定にもとづいて開催された党大会の出席者は、一九〇五年には四〇二人、〇七年には七二人、一二年には一三三五人をかぞえた。規約上は党大会は「最高の決議機関」とされており、「青年自由派」は党大会の地位の強化を主張したが、その実際の意義はあまり大きいものではなかった。というのも、党大会で本来の意味での決議が行われることは稀であったし、また決議が行われても、あらかじめ「中央幹部会」によって決められたものが、全員一致または大多数で採択されるというのが普通だったからである。それに党の指導部も彼らの政策の独立性にとつて負担となるような報告や議論は、大会の席上でできるだけ回避しようとした。結局のところ、党大会の意義は、それが発言の場であり、党指導部の政策の共鳴体であるという点に存した。指導部への批判であれ、党内の対立であれ、それが大会において表明されることによって、人はそこから党内の空気を浄化する通風弁の機能を期待することができた。しかもそのような大会における発言が、シュトラーゼン (G. Stresemann) のとき若い有能な政治家に抬頭の機会を提供したという事情も忘れられてはならない。

ところで国民自由党の本来の指導部は、先にふれた「中央幹部

会」であるよりも、むしろ「執行委員会」であった。後者は、「中央幹部会」において選ばれた三人の議長——その第一議長は党首とみなされた——を中核とし、さらに一九〇五年以来それに少くとも六人の「中央幹部会」のメンバーを加えて構成された。「執行委員会」の任務は、選挙運動、一般宣伝活動、組織問題、財政問題、さらに選挙協定にかんする他政党との交渉等々、多様な領域にわたった。とりわけ選挙に際しては、地方組織と交渉し、選挙方針の徹底につとめ、また運動員や資金を投入しなければならなかった。だが地方組織への影響力にかんしては、「執行委員会」もまた大きな限界をもっていた。本部の選挙方針は地方において必ずしも守られず、また立候補者の推薦などになれば、地方組織はさらに大きな独立性を発揮した。そしてそれを阻止するような懲罰規定は国民自由党にはしなかったのである。ここでついでに党の財政にふれておくと、主要な財源は、個々の党员の献金、臨時に特別の名目で集められる拠金、経済団体 (ハンザ同盟 der Hansabund、ドイツ産業者中央連盟 der Zentralverband deutscher Industrieller など) の献金、立候補者個人の調達する資金などであり、義務的な党費はあまり大きな意義をもたなかった。なお党指導部の組織に関連しては、事務局の拡充のことにふれておく必要があるだろう。一九〇三年には本部事務

局に三人の職員がいたにすぎなかったが、○九年にはその数は一七人に増加を見ていた。そして事務局の内部も職掌に応じて組織・出版・財政・選挙・一般宣伝活動などの部にわけられるようになっていた。さらにその他に図書部や政治文書部もおかれていた。このような事務局の拡充は、国民自由党の組織の発展にとって象徴的なことといえよう。

最後に国民自由党の中央機関の一つとして議員団についてもしておこう。^⑬この党の場合には、あの名望家政治段階における議員についての観念が根強く残り、それが議員団の行動様式にも深く影響していた。すなわち、個々の議員は相変らずみずからを独立した存在とみなし、相互の間にてきただけ多くの自由を残しておこうとした。そして議場における投票に際しても、議員団強制はほとんど行われず、議員団の多数から逸脱した投票が行われることも珍しくはなかった。しかもそのことが直ちにその議員の議員団からの離脱を招くことにはならなかったのである。もともと、一九〇二年の関税率や○九年の相続税問題のごとき重要な経済問題においては、国民自由党議員団も自発的にまたは強制によって団結した行動をとったことは指摘しておかねばならない。一方、議員団に対する一般黨員の影響力もきわめて小さいものであった。要求を通すために議員を再選しないというような威嚇を用いるこ

とは、議員の独立性という自由主義的伝統にふさわしくないと考えられていた。しかしそれでも、先にのべたような農民運動の圧力は議員団にとっても感ぜられたし、また○九年の財政改革問題や一二年の帝国議会議長選出問題等に際しては、一般黨員の決議運動が昂揚を示し、議員団の態度に影響をおよぼした。とはいえ、全体として見れば、国民自由党の議員団には相対的独立性が依然強かったといえよう。

以上において国民自由党についてのべてきたことをふり返って、われわれは次のようにいうことができるとおもう。国民自由党の組織化の程度は、大衆民主主義的状况の醸成期に入ってから、社会民主党の場合にくらべずと弱かった。地方組織による党の基盤拡大への努力も、この党の支持者の階級的な限界性を完全にうち破ることは成功しなかったし、また次第に整備された党組織の中でも、各レベルの党機関のそれぞれが相当程度の独立性と行動の自由を保持し続けた。こうして組織のひろがりも緊密度も社会民主党にはるかに劣り、それだけに、多く組織の解体の危険性を内包していた。しかしこれらのことすべてにもかかわらず、国民自由党が一八九〇年代から一九一〇年頃にかけての時期に、古い名望家『代表政党的型を脱却した』という事実是否むこ

とができないであろう。もちろん、新しい国民自由党を直ちに社会民主党と同じように大衆『統合政党の型に帰属せしめることは右にあげたさまざまな制約にかんがみて許されないかも知れないけれども、少なくともこの時期に国民自由党が、単なる個人的結合に依拠し、選挙の際にのみ活動する古い政党の型から、その支持者の相当部分を党員として組織しているところのいわゆる「党員政党」の型に転換をとげたことは、明瞭に確認することができるとおもふ。ブルジョア政党たる国民自由党も、大衆民主主義的状况の醸成とともに間違いなく党組織構造の転換過程に足を踏み入れていたのだ。

- ① Nipperdey, op. cit., S. 87-91.
- ② Ibid., S. 93; cf. O. Stillech, Die politischen Parteien in Deutschland, Bd. II, Der Liberalismus (Leipzig 1911), S. 164 f. 「農業者同盟」については、本稿後段の保守党にかんする説明を参照。
- ③ Nipperdey, op. cit., S. 93f.
- ④ Ibid., S. 94-99; Stillech, op. cit., S. 319f.
- ⑤ Nipperdey, op. cit., S. 86-109; cf. P. Molt, Der Reichstag vor der improvisierten Revolution (Köln u. Opladen 1963), S. 271-274.
- ⑥ Nipperdey, Die Organisation der bürgerlichen Parteien (H. Z.), S. 596.
- ⑦ Nipperdey, op. cit., S. 109-118.

⑧ Ibid., S. 119-130.
⑨ Ibid., S. 130-139.

⑩ ただしこの権利は一九二二年の制度の改革により廃止された。
Ibid., S. 128 ff.

⑪ Ibid., S. 141-149.

⑫ Ibid., S. 149-158.

⑬ Ibid., S. 158-174.

⑭ cf. V. der Heyde u. Sacherl, op. cit., S. 155.

三) 中央党 (die Zentrumspartei)

中央党は「ドイツの経済的諸関係の小宇宙」であり、「その背骨は、ラインやオーベル・シュレージーエンのカトリックの独占資本家・大土地所有者であり、その肉体は、西『南ドイツの中』小農・小ブルジョア、ラインやオーベル・シュレージーエンのカトリックの工業労働者である」^① とういわれるように、中央党はカトリックという宗教的紐帯に結ばれたきわめて特殊ドイツ的な政党であった。だがもちろんこの政党も、大衆民主主義的状况の醸成という傾向の域外には立ちえず、独自の仕方ですれへの対応を示した。次にわれわれはここでも主としてニッパダイの研究に依拠しながら、中央党の組織の発展を概観してみたいとおもう。

名望家政治段階の中央党

中央党はこの段階では独自の政党組織をもたず、カトリック聖職者の権威や教会関係の組織・団体にほとんど全面的に依存していた。^② とりわけ文化闘争の時期には、

さまざまなカトリック系諸団体は教会問題と政治問題との密接なかわりあいを認識するようになり、従って選挙に際しては、当然中央党の立候補者のために運動を行った。とくに一八七二年と七六年の時期に、超地域的な組織であった「ドイツ・カトリック教徒協会」(der Verein deutscher Katholiken)は広汎なアジテーションを展開し、カトリック教徒の政治化と彼らの中央党との結合に大いに貢献した。加うるにこの時期にはカトリック系の新聞の数と購読者の範囲もふえ、そのことが中央党の政治路線をカトリック教徒の間に浸透させる上に少からぬ役割を果した。

これらカトリック系新聞は、七八年には「アウグスチヌス協会」(der Augustinusverein)に結集して、相互の連繋のもとにますます中央党の政治路線の宣伝につとめるようになった。ちなみにカトリック系新聞の購読者数は、七一年には三三二、〇〇〇、八一年には六二六、〇〇〇、九〇年には八〇四、九〇〇というふうにめざましい増加を示している。^⑤

名望家政治段階においては、選挙における中央党の立候補者の選定は、自発的に形成された小規模な「委員会」(Komitee)によって行われた。この「委員会」は、カトリック系の名望家や聖職者によって構成され、都市においては社会的なサークルから発生した。選挙区によっては自由派の例にならって選挙民集会も開

かれはしたが、それは「委員会」の存在やまたその提案を確認するだけにとどまった。シュレージエンやベルリンなどの地域では、一般から会員を募る中央党の「選挙協会」(Wahlverein)が設立され、協会の幹部が「委員会」の機能をひき受けることもあったが、その実際の意義は大きくはなかった。中央党の本来の地盤であるような選挙区においては、党の組織はやはり「委員会」に他ならなかった。

当時は中央においても中央党の議員団があるのみで、その他には党組織の名にあたいするものは存在しなかった。このことは、もともと中央党がさまざまな地域特殊性をおびて誕生し、かつ党が連邦分立主義的立場をとっていたことに相応するものである。

組織の強化と拡大 右のようにして名望家政治段階における中央党は、きわめて弱体な党組織しかもたなかったが、しかし教会組織やカトリック系諸団体への依存によってそれをカバーしていた。だが一八八〇年代にも入れば、このような形態も次第に許されないものとなってくる。なぜなら、文化闘争の終焉とともにカトリック系諸団体の活動は後退し、カトリック教徒の結束も弛緩する危険が生じてきたからである。加えてカトリック系の労働者が社会民主党の着実な宣伝活動にさらされ、さらに農民達が九三年に設立された「農業者同盟」の影響の外にとどまりえなくなっ

てくるにおよび、党組織の強化と拡大とは中央党にとって一層切実な課題となった。⁵⁾

この課題の解決は、さしあたり「委員会」の代表機能を下方に拡大するという仕方ではかられた。⁶⁾つまりすべての社会層の代表を「委員会」の中へひき入れることがくわだてられたのである。

もちろんこうして拡大された「委員会」の構成と規模とは地域によって区々で、一般に都市における「委員会」の規模が農村におけるそれよりも大きかったことはいうまでもない。たとえば一九一一年のケルンにおける場合についてみると、すべての主任司祭、カトリック系職人協会の代表、「カトリック・ドイツ国民協会」(der Volksverein für das katholische Deutschland) をはじめとするカトリック系諸団体の代表、「ヴィントホルスト同盟」(der Windthorstbund) と呼ばれるカトリック青年団体の議長、

中央党系諸紙の代表等々が「委員会」を構成していた。要するに、この種の拡大された「委員会」には、大ブルジョア階級から中間層に至るまでのできるだけ広汎な層の代表をひき入れることがめざされたのである。そしてそこでは教養ある層が指導的地位をしめた。だがこのような「委員会」の下への拡大は、ラインラントではもっとも速やかにかつ模範的に行われたのに対し、シュレージエンのように中央党の保守色が強い地域では、邦議会の選挙人

が全員でそのまま「委員会」を構成するか、あるいは彼らの間から「委員会」が選出されるという形式が取られた。結局このやり方では、ラインラントのやり方よりも、強く従来の指導者達の地位が守られることになったのである。ともあれ、こうして一般選挙民の政治化の進行にともなって「委員会」の拡大が各地域それぞれ的方式で行われたが、しかしなお一般には、そのような「委員会」の中の一〇〜一二人の幹部が決定権を握っていた。規約の上でも、緊急の決定や総会の準備は幹部によって行われるものとされ、また選挙の際の候補者の選定にあたるのも幹部であった。われわれがここでとくに注目しておく必要があるのは、一九一八年に至るまで労働者の代表が他の階層と全く平等な仕方では「委員会」乃至「委員会」の幹部の中へ入れられることはなかったという事実である。

ところで一八八〇年代以降になると、中央党の組織の核心をなすものとして、邦乃至州レベルの指導部または委員会⁷⁾がたち現われてきた。従来はこのレベルには邦議会の議員団とその他に邦の首都におけるカトリック指導者の非公式な会合があるにすぎなかった。だが今や各邦乃至州には、各選挙区の組織(多くはその幹部)の代表から成る代表者会議がおかれるようになり、ふつうこの代表者会議が帝国議会選挙の前に集って、幹部を直接に選出す

るか、または幹部の選出母体となる委員会を選ぶようになった。こうして成立した邦または州の機関の主要な任務は、各選挙区の立候補者の選定を調整したり、またはそれに影響をおよぼすことであつた。そして公式にはこの邦乃至州の機関が立候補者を「公認」したのである。なお第一次大戦に先立つ一〇年程の時期には中央党もこのレベルの組織に党書記を雇うようになった（とくにライラントおよびその隣接地域において）。このようにして邦乃至州の指導部が重要性をましてきたのは、大衆民主主義的状况の進展とともに、もはや各選挙区が個々別々に行動してゐたのでは党の利益を守ることができなくなったからである。けれども、この邦乃至州レベルの機関においても、実質的には名望家層の指導性が依然保持されていたのであり、まだ新しい社会的経済的勢力、すなわち事務職員や労働者などは指導的地位に入りこんでいなかったことが注意されねばならない。

以上のようにして、選挙区レベルでも邦乃至州レベルでも、中央党の組織は一八八〇年代以降も少数の、とくに教会関係の名望家により実権を握られていた。ただ、形式的には各機関が一種の身分代表的性格を帯びることにより、立候補者の選定などに際してさまざまな社会的経済的勢力の統合の問題が、処理されていたのである。

一方、中央党の本部機関は、第一次大戦の直前に至るまで依然議員団のみであつた。つまり、帝国議会議員団が同時に党の指導部の機能を果たしていたわけである。このように中央党の本部機関が発達しなかつたのは、すでに名望家政治の段階にかんして指摘したように、同党の連邦分立主義的立場に相応するものである。ところで中央党議員団の内においては、一種の寡頭的指導体制が存在していた。議員団の議長および副議長（彼らは議員選の拍手によって選ばれた）を含む六八人の指導的グループが、議員団会議の準備にあたりたり、またしばしば彼らの間だけで事を決定したりした。こうして議員団の本来の仕事は、議員団内のごく少数の者の手に集中され、大多数の議員にはあまり仕事がないというのが実情であつた。このような状態は今世紀に入るとともに次第にとり除かれては行つたが、しかしそれでも一九〇九年においてさえ、議員団の事実上の指導者シュバイン（P. Schain）に対して、彼は議員団に既成事実をおしつけるという非難が加えられている。もっともこの頃になると、議員団内部においてグループの形成が進み、議員団の指導者達は、これらの個々のグループの意向を考慮せざるをえなくなり、指導はおのずから合議体制をとるようになっていた。一九〇六七年には、決議投票問題をとり扱う委員会が、議員団の中からはじめて結成されている。なお議員団と地

方との関係には格別定まった形式があるわけではなかった。一般には地方の党組織が議員の具体的決定に影響をおよぼすということとは比較的少なかったが、それでも艦隊法案の場合のように、議員団の多数が地方の選挙民の動向や声明に印象づけられてその立場を変更するという事もあった。

右のような議員団とは別個に中央党の全国機関がおかれるようになったのは、ようやく一九一四年においてであった。これに先立つ一年二月に、中央党の党員に対して「ドイツ中央党全国委員会」(der Reichsausschuss der deutschen Zentrumspartei)の設立が宣せられてはいた。だが、実際にこの「全国委員会」を結成する交渉は非常に長びき、一四年二月に至ってはじめて、すべての議会(帝國議会、各邦議会)の議員団幹部並びに指導的議員、邦乃至州の党組織の長、さらに主だったカトリック系諸団体の代表などから成る委員会が活動するようになった。この機関はとりわけ党の公式声明の作成に従事したが、その他に議員と地方の指導的人物との間の談合の場をも提供した。とくに第一次大戦中には、ここで戦争目標や議会議主義化などの問題について長期の、かつ時には尖鋭な議論が交された。だがそうした議論が何らかの結論を導き出すということではなかった。そもそも「全国委員会」は決して中央党の党指導部ではなかったし、またそうしたものにこの機

関をきりかえようとするシテガーヴァルト(A. Seegerwald)達の希望も、一九一八年まで実現を見ることはなかったのである。

外郭団体による組織の代替 中央党の組織について語ろうとする

場合、なるほど中央党の本来の党組織には属してはいなかったが、しかしその代替乃至補充の組織として重要な役割を演じた「カ

トリック・ドイツ国民協会」や「カトリック教徒大会」(Der Kath-

olikentag)にふれておく必要がある。「カトリック・ドイツ国民

協会」^①は、文化闘争の終焉や社会民主党の攻勢に直面して中央党の

党組織が拡充されたのと併行して、一九一〇年に中央党選挙民の

本来の大衆組織として結成された。この組織は形式上は党から独立して

おり、選挙に際しても理論上は党を先頭に立てて行動した。

だが実際には、この協会が中央党のために大規模なアジテーション

と政治教育の役割をひき受け、大衆を党に結びつけておくことに

寄与したのである。そしてそのお蔭で本来の中央党の組織は、

選挙に際しては立候補者の選定の任にのみあたり、アジテーション

や大衆の結集の仕事を免れることができたのであった。「カトリ

ック・ドイツ国民協会」は、一九一四年前において教の上では

社会民主党につぐもつとも強力な政治宣伝組織であった。会員数

は一九一一年に一〇九、〇〇〇人、一九〇五年には四五五、〇〇

〇人、一九一四年には八〇五、〇〇〇人と急速に上昇した。一九

一四年の数字は、ドイツ全国のカトリック成年男子人口の二三・六%にあたる。この協会の内部は本質的には上から下へ向つての專制的な構造をもっており、一般会員は協会の内部で影響力をもつてはいなかった。一方、ヒツク (F. Hitzig)、ヒーパー (A. Pieper)、後にはグレーバー (A. Grüber)、トリムボルン (C. Trimborn) らに代表されたこの協会の指導部は、帝国議會の中

中央議員団と密接に絡まりあつており、またこの協会の幹部の中に席を連ねている地方の代表は、大部分が中央党の政治家であつた。こうして党と協会との間の密接な関係が常に充分に保証されていたのである。ともあれこの協会は、ダイナミックな大衆社会を積極的に肯定し、中央党内の反動的勢力に抗して「党の社会的國民的良心」を自負していた。そしてこの組織のアジテーションのお蔭で、関稅率をめぐる闘争の間も、また一九〇九年の財政改革後も、中央党は西ドイツの工業労働者の離脱を阻止することができた。

「國民協會」が中央党の大衆組織の肩代りをしたのと同様に、「カトリック教徒大会」^⑩は中央党の党大会の代役を演じた。おそくとも一八七九年頃から、中央党の議員が、この大会の組織や大衆委員会における決議の準備やさらには大衆會議における演説などにおいて指導的役割をはたしていた。そこにおいて議員達は、

たとえば議會情勢について報告したり、また信任投票を乞ふたりしたのである。もっともこの大会によって議員団の行動が拘束されるようになることは避けられた。そのため大会における決議はごく一般的なものと定められ、大会はただ中央党の統一を誇示することに役立てられた。

要するに中央党の本来の党組織は、一九世紀の末以降も、邦乃至州の指導部に重心をおくところの、多分に寡頭制的な名望家的構造をもつていた。なるほど「委員会」に一種の身分代表的性格をあたえることによつて党の基盤の拡大がはかられたが、選挙運動などに効果を發揮する大衆組織は、中央党自身のうちには欠けていた。このため中央党は大衆社会の中で新たに興隆してくる新中間層や労働者階級を組織的に吸収することにはあまり成功しなかった。ただ中央党はこのみずからの組織上の不備を「ドイツ・カトリック國民協會」や「カトリック教徒大会」といった外郭組織への依存によつて補うことができたのである。つまり中央党の場合には、多分に名望家的な身分制的な本来の党組織と、そして一般大衆からメンバーを募つた外郭組織という形で、機能の分担が行われ、それによつて新しい状況への適応がはかられていた。もっともこのような方式は、第一次大戦に入るとようやく批判にさら

されるようになった。とくに中央党の民主翼乃至労働組合翼は、選挙における得票率の減少などの党の停滞性の因をこのような組織のあり方の中に求めた。そして従来のそれにかえて、自由加入制をとり、かつ一般黨員の民主的権利をある程度保証するような支部協会に依拠した組織を要求した。けれどもこれらの要求が、一九一八年に至るまで実際的影響を見出すことはなかったのである。¹⁰⁾

- ① 大野英二『ドイツ金融資本成立史論』(東京一九五六年)、一四九頁、二二三頁参照。
- ② Nipperdey, op. cit., S. 265.
- ③ K. Bachem, Vorgeschichte, Geschichte und Politik der deutschen Zentrumsparthei, Bd. III (Köln 1927), S. 153-155.
- ④ Nipperdey, op. cit., S. 266f.
- ⑤ Ibid., S. 268; cf. K. Buchheim, Geschichte der christlichen Parteien in Deutschland (München 1953), S. 304.
- ⑥ Nipperdey, op. cit., S. 269-273; Molt, op. cit., S. 266f.
- ⑦ Nipperdey, op. cit., S. 274-278; Molt, op. cit., S. 268 f.
- ⑧ Nipperdey, op. cit., S. 284-291.
- ⑨ Ibid., S. 285; Molt, op. cit., S. 269; cf. W. Mommsen, Deutsche Parteiprogramme (München 1960), S. 246 f.
- ⑩ Buchheim, op. cit., S. 333f.; Nipperdey, op. cit., S. 281 f.; Molt, op. cit., S. 267f.
- ⑪ Nipperdey, op. cit., S. 283f.; cf. Bachem, op. cit., S. 399.
- ⑫ Nipperdey, op. cit., S. 282 f.

(四) 保守党 (die Deutschkonservative Partei)

ドイツ保守党はプロイセンの保守勢力のインシアティブにより一八七六年に創立される。プロイセンの保守主義者はドイツ帝国の創立後も、従来の「プロイセン保守党」(die Konservativ Partei Preussens)の中で活動を継続したが、七四年の帝国議会選挙は同党を議会内の小勢力におし下げる結果となり、他の政党がしめる議席とのバランスが破綻にひんしてくることとなった。そこでプロイセン保守党は、党の再編成という課題の前にたまため、党の基盤を拡大して、全ドイツ的規模においてすべての保守勢力を新党の中に結集することをはかり、このころみの中からドイツ保守党が誕生する。

しかしこのころみは第二帝政期には、決して成功を収めたとはいえない。なぜならドイツ保守党の創立にもかかわらず、党内における非プロイセン的要素の比重は僅かであったからであり、保守党は全ドイツの保守勢力をその組織内に結集することはできなかった。党の組織は、強弱の差はあれヴェルテンベルク、バーデン、フランケン、クール・ヘッセンなどの諸邦にも形成されたが、党の主要な基盤はプロイセンにおかれたのである。¹¹⁾〔第一表〕をみると、保守党がプロイセンにその基盤を限定されていたことが明らかとなるが、さらに〔第二表〕をみると、保守党はプ

第一表 帝国議会におけるプロイセン邦及び非プロイセン邦出身者別議席数及びその百分比

年代	議席総数	プロイセン邦出身者		非プロイセン邦出身者	
		議席数	%	議席数	%
1887	74	61	82%	13	18%
1890	68	54	79%	14	21%
1893	62	48	77%	14	23%
1898	56	48	86%	8	14%
1903	51	45	88%	6	12%
1907	58	51	88%	7	12%
1912	43	39	91%	4	9%

%は H. Booms, Die Deutschkonservative Partei, S. 7. より算出。

第二表 東・西エルベ別帝国議会議員選出の選挙区数及びその百分比

年代	プロイセン邦保守党の議員選出選挙区数	東エルベ		西エルベ	
		選挙区数	%	選挙区数	%
1887	61	49	80%	12	20%
1893	48	45	94%	3	6%
1907	51	45	88%	6	12%

%は H. Booms, op. cit., S. 6. より算出。

ロイセン内部においても、東エルベ農業地帯にその主要な基盤を
おいていたことがわかる。

このように保守党が東エルベにプロイセンをその主要な基盤としたことから、党の社会的性格がすでに暗示されるのであるが、党の社会的性格を議員の社会構成からみてゆくと、党の議会代表は主として貴族（エンカー）に限られ、一八八七年を例にとると、七四人の帝国議会議員のうち五三人が貴族、一九〇七年では五人のうち二九人が貴族である。さらにこの貴族出身議員の職業別

構成をみると、一八九三―一九一四年間に、貴族出身の帝国議会議員八五人のうち、七四人が大土地所有者であり、しかもこの七四人のうち六一人がプロイセン東部七州の出身者、六人がメクレンブルク、二人がハノーヴァーとシュレスヴィヒ・ホルシュタイン、二人が中部ドイツ、三人が南ドイツの出身者である。従って保守党はまぎれもなく東エルベの大土地所有者の政党としての性格を濃厚にうちだしている。

創立段階における保守党 この党の基盤が東エルベに存在した

ことから、以下保守党の組織形態を問題にする場合、主として東エルベを念頭において考察してゆくことにしたい。さて党創立期の段階では、農村地域に存在する選挙区には「委員会」(Komitee)が結成されていた。底辺の農村地域では、党の支持者の間には、年齢、軍隊・宮廷・行政上の地位、所有地や威信の大きさによって定められた階級的秩序が存在し、議会選挙がおこなわれるさいには、権威と指導力をもつ有力な大土地所有者たちが「委員会」を開いて、立候補者を選定した。この「委員会」は、

農村の名望家たちの社交的会合の延長線上に形成されてきたか、あるいは権威をもつ郡長(Landrat)の主催のもとで成立したりしたが、いずれにしろ選挙のさいにだけ開かれる会合であり、底辺の農村地域では、党の組織は少数の名望家のゆるやかなサークルによって方向づけられていたのである。

党の中央組織としては「ドイツ保守主義者選挙協会」(Der Wahlverein der Deutsch-Konservativen)が存在する。これは七六年に保守党の創立者たちによって結成され、信念を同じくする人々の集合体と考えられ、議員団とは概念上で区別された。この中央レベルでの「選挙協会」は、自己補充される幹部をもち、ベルリンに事務局を設置していたが、その役割はさしあたり有権者に保守的な選挙教育をおこなって、保守党議員団の活動を支援するための組織にしかすぎなかった。

組織の強化 地方の側には、時の経過とともに、「委員会」を中核として「選挙協会」(Wahlverein)が結成されてくる。「選挙協会」は中都市や大都市が存在している選挙区、ポーランド人や社会民主党の支持者が存在している地域、またのちには純粋の農業地域でも他の政党との対抗の必要上、結成されてくるようになり、農民、手工業者、都市住民の中からも会員を募った。二〇世紀に入ってから「選挙協会」の活動はいくぶん強化される傾

向にあったが、しかし大抵の場合「選挙協会」の活動は不活発であり、「協会」の数も会員数も少数にとどまっていた。「協会」が結成されない場合には「委員会」は「信任者」を選定する。そして「委員会」は彼らに、「委員会」が提出した立候補者が当選できるよう便宜をはかり、また各村落に「委員会」の意向が伝達されることを依頼したのであった。

これらの「選挙協会」や「信任者」グループは、大抵の場合、会員の資格は確定されておらず、やはりゆるやかな組織形態をとっていた。そして会員もそれぞれの組織に、個人的に招かれるか、または志を同じくする人々、ないしは特定の人物に引寄せられて加入したのである。だがいずれにしろ「委員会」がもっとも基本的な単位であって、「選挙協会」の幹部として、また「信任者」会議の召集者として、ゆるぎない指導力を握っていた。選挙区での資金も「委員会」が負担したのであり、大土地所有者への賦課によって調達され、農民や市民の分担金に頼ることはなかったし、場合によってはただ一人の有力者によって資金が調達されることもあった。しかも「委員会」は選挙にあたって党中央組織の意向からは独立しており、中央は「委員会」の意向を統制したり、中央が望む候補者を「委員会」に強制したりすることができなかった。要するに「委員会」は中央組織の権威や意向からは切斷さ

れた、ローカルな単位での独立した選挙経営体でありつづけたのである。

保守党においても、一八八〇年代には、邦ないし州レベルでの組織が結成され、最初は個々の会員が個人的に加入していたが、二〇世紀に入ると「選挙協会」をも包含してゆくようになる。この邦ないし州レベルでの組織^⑧では、邦または州単位での党大会、指導的人物の会合、公的な一般集会が開催され、政治討論や宣伝がおこなわれ、また選挙のさいには資金援助をはじめとする種々の援助、プランの作製に従事した。このような組織の中で比較的に組織されていたのは「東プロイセン協会」(der ostpreussische Verein)であり、この協会は政治的決議をおこなう総会を毎年開催し、また代議員会を召集する(例えば一九〇九年には二〇〇人の代議員が集まり、これには「選挙協会」の会長、議会議員団のメンバーなどが参加した)。また執行委員会をもち、これは総会から選出され、二、五人の幹部を業務指揮のため任命する。そしてこの委員会は、党全体にたいし州を代表する。「東プロイセン協会」の指導部は、補欠候補者の決定権をもち、また立候補者について紛争がおこった場合には介入して仲裁をおこない、会員に党に違反する振舞があったときには除名権をもっていた。しかも会員は僅かながら党費を取めなければならなかった。

このような邦ないし州レベルでの組織と活動は、とくに一九〇九年ビュロー・ブロックの解体以後、保守党が他政党の激しい批判にさらされて以来、全体としては強化される傾向にあった。しかし保守党の場合には、他の政党のもとで増大したような独自な意義も地位ももたず、組織の強化の面では大きな成果をもたなかった。

中央レベルでの組織^⑨も八〇年代末から九〇年代はじめにかけて、組織の整備がいくぶんみられる。一九〇二年には「ドイツ保守主義者選挙協会」が改組されて「ドイツ保守主義者中央協会」(der Hauptverein der Deutsch-Konservativen)が成立し、邦ないし州レベルでの組織の会員も、間接的に「中央協会」の会員となった。だがこれより先、中央組織の幹部機構が編成替され、一二人委員会(小幹部会)と五〇人委員会(拡大幹部会)の両者から党中央幹部が構成されるようになる。

一二人委員会は一八九二年二月に成立し、はじめ一人委員会と呼ばれ、帝国議会の議員団から四人、プロイセン上・下院から三人づつ、ザクセンの保守党组织から一人をもって構成された。五〇人委員会も同年末に結成される。邦ないし州レベルの組織での代議員大会は、最初のうちは地方の代表者と党中央との相互の激励のための集会であり、また党中央に地方側の意見を表明する

集会であったが、やがて党の中央組織には邦ないし州レベルの組織の意向が反映してないという批判がおこり、そこで党中央に下からの代表的性格を賦与するために、また中央の決定に大きな共鳴盤を地方側につくりだすために、この五〇人委員会が設置された。これは必ずしも五〇人に限られず、例えば九四年には五三人から成立しており、このうち二四人は種々の議員団、二九人は邦ないし州レベルの組織の代表者であった。

このように五〇人委員会は中央レベルと邦ないし州レベルの組織の相互交流を強化するために設置されたが、しかし実際上の権力は一二人委員会に移行してゆくのであり、五〇人委員会のメンバーの構成は一二人委員会により決定されるようになるのである。五〇人委員会は一二人委員会の決定事項の共鳴盤として役立つという、上に奉仕するための役割をひきうけることになり、五〇人委員会の意義は低下してゆく。そして一二人委員会は、時折、邦ないし州レベルの組織からおこってくる批判や、党中央に地方側の意向を反映させようとする運動などを挫折させ、地方組織の意向に左右されない権威主義的機関として自己を確立する。しかも一二人委員会の構成は、旧幹部による自己補充という形式で決定され、旧幹部が再就任するか、または新幹部は旧幹部の間だけの賛同によって就任した。このように一二人委員会はそれ自体閉鎖

的なクラブであったが、党に関係する重要な要件もこの委員会が決定した。即ちこの委員会は、(一)選挙のさい目標とアジテーションの規準を定めた檄を発表する、(二)高度に重要な政治問題のさい、声明を発して党の態度を明確にする、(三)議員団多数派と少数派、または邦の組織間の紛争を調整するなどの役割をはたしたのである。

党中央の組織は右にみてきたように寡頭的指導体制のもとで運営されたが、この寡頭制的リーダーシップは、一二人委員会と議員団との関係の中にも現れてくる。党規約によると、党首は一二人委員会及び五〇人委員会の双方の議長を兼ねて、その権限は形式上では強大であり、また帝国議会の議員団の議長も常任委員会のメンバーや本会議での演説者を決定するという強力な権限をもっていたが、実際上では党首も議員団の議長も規約通りの権力をもったのではなかった。その時々有力な人物ないしグループの指導力が実際上では決定的であったのであり、例えばハイデブラント (E. v. Heydbrandt) が一二人委員会と帝国議会に席を留めていた時には、彼は党首マントイフェル (Fhr. v. Mantoufel) や議員団の議長ノルマン (O. v. Normann) の権威を凌駕して、一二人委員会と議員団の双方を媒介しながら、「無冠の帝王」とよばれたほどの強い指導力を発揮したのであった。それ故、党首

と議員団の議長、一二人委員会と議員団との間の優越関係は、制度上では確定されていないのであり、両者はその時々有力な人物ないしグループの指導下におかれたのである。

外部組織による党組織の代替　以上みてきたように、保守党はゆるやかな構造をもち、党の組織化や大衆的基盤は、他の政党にくらべて薄弱であったが、保守党にもこの基盤の弱さを補い、また部分的に大衆組織の肩がわりをする代替物が存在していた。そのようなものとして、(一)東エルベの郡行政制度、(二)「農業者同盟」をあげることができる。

まず東エルベ郡行政制度については、領地管区 (Amtsbereich) と郡長 (Landrat) の役割が注目される。一八七二年制定の東エルベ六州への郡条令によると、郡は町、村落および領地区域の三行政単位から構成される。この領地管区は封建時代におけるグーツヘルの直営地に由来するものであり、村落から独立した行政単位をなしている。この領地管区の行政の首長として領地長 (Burgvogtsherr) は、ユンカー農場の所有者それ自身であるか、または彼が指名した代理人である。もし領地管区、即ちユンカー農場が二五〇ヘクタール以上であれば、この農場はただちに一箇の警察管区 (Amtsbereich) を形成し、そのさい領地長が警察管区長を兼ね、また領地長は検事の補佐役として下級裁判事務にも参加

する^① (行論の必要上、ついでに指摘しておく) 領地管域が二五〇ヘクタール以下であると、この領地管域は村落と合体して一箇の警察管区を形成する。それ故ユンカーは領地管区内では、農業経営主であると同時に、行政警察権の執行者であり、農場労働者にたいしては伝統的權威と行政権力を結合した「地域のご主人」として君臨する。

しかもこの農場労働者の特殊な賃銀制度も注目されてよい。周知のようにユンカー農場の労働者群は、種々の形態での現物分前をうけて、彼ら自身も一箇の小経営主としてユンカー経営との固い物質的結合の中におかれる。従って農場労働者とユンカーとの間には一種の「利益共同体」が結成されているのであり、しかもこの「利益共同体」こそが、東エルベにおいて特徴的なユンカーの農場労働者にたいする家父長的支配の経済的基礎をなすものであった^②。それゆえユンカーの農場労働者にたいする前近代的な支配は、経済関係に根ざしたきわめて強い根底をもっているのである、加えるにユンカーは領地管区内で学校と教会への保護権をもち、精神面でも農場労働者を監督できたのである。ユンカーはこのような特殊な地位や関係を利用して、農場労働者の投票行動を一定の方向へと操作できたのであり、彼らの投票行動は強く伝統主義的態度に規定されていた。F・エンゲルス (F. Engels) の辛辣な表現を借りるならば、彼らは選挙の時にはユンカーの「投票

家畜」として振舞ったのであり、領地管区は保守党のいわば確実な選挙区であったといえる。

次に郡長の権力が党の選挙組織の補完物として役立っている。

七二年の郡条令によると郡長への就任は郡議会から選出された候補者を国王が任命するという手続でおこなわれるが、郡議会では大土地所有者の意向が優越しており、従って郡議会から選出される郡長は東エルベでは大土地所有者が多数をしめる。郡長は大土地所有者の代表者としての権威と行政権力を一身に集中して、郡内の住民を威圧できたが、行論の範囲内で必要な限り彼の権力にふれると、まず彼は村落長 (Gemeindevorsteher) の任命にかんする承認権をもつ。しかもこの村落長は村内の警察用件にも参加することになっている。また郡長は警察管区長を監督する権限をもち、郡内の動向ににらみをきかすことができる。この警察管区長も大抵の場合、貴族 (ユンカー) が任命される。選挙のさいには、郡長の政治力が發揮される。彼は保守党の立候補者を援助するために、自分の地位を以下のように利用する。(一)警察管区長、村落長を指揮・監督しながら、保守党とその機関紙に種々の便宜を与える、(二)職権を利用して、他の政党の支持者に露骨な経済的圧迫を加える、(三)警察権を利用して、他の政党がホールを使用したり、野外集会を開催することを禁止する。従って東エルベでは

保守党は自由に会合してアジテーションをおこなうことができるが、他の政党にはその機会が提供されない場合が多くでてくる。それゆえ東エルベにおける保守党の強さは、郡長の政治力に依存する面が強く、中央党や国民自由党もこの事実をみとめて、郡長の選出方法の改正を常に主張していたほどであった。

ついで「農業者同盟」に叙述を移そう。いわゆるカプリヴィ (U. Graf v. Capriwi) の「新航路」政策は工業輸出促進のため農業関税の切下げを招き、ドイツ農産物価格は九二年には下落の一途を辿ったが、このインパクトのもとに結成された「農業者同盟」は、全ドイツにわたる大土地所有者及び農民を結集して、農業関税切下げを阻止し、農業保護をかちとろうとはかった。九三年二月の創立大会の出席者は東エルベの代表者が多数をしめたが、同年三月のメインツ大会には西・南ドイツの代表者も多数参加し、さらに同年六月には四万人の会員を数える「ドイツ農民同盟」(Deutscher Bauernbund) も組織を解体して「農業者同盟」に加入し、「同盟」の組織は東エルベばかりでなく、西・南ドイツにも拡大した。そして大土地所有者から中・小農にいたる農業階層を横断的に結合して、会員数も同年末に一七万人、一九〇八年にはほぼ三〇万人に達した。

組織形態にも比較的まとまりがみられ、末端の村落には 〇 Hef

Gruppe がおかれ、これらは地域の小経済圏にまとめられて Hauptgruppe を構成する。こゝで Hauptgruppe は県ないし郡にまとめられて Bezirksabteilung となり、これらは選挙区にまとめられて Wahlkreisabteilung を構成し、ついでこれは邦ないし州レベルの組織へと統合される。Hauptgruppe の段階の組織からは役員がおかれ、会員の選挙によって就任する。そして Bezirksabteilung と Wahlkreisabteilung の役員は、邦ないし州レベルの役員を選出する。中央組織は総会、理事会、執行委員会、幹部会から構成され、総会は年一回開催され、「同盟」に関係するすべての要件を決定し、この決定は全会員を拘束することとなる。邦ないし州レベルの組織の会長は執行委員会と幹部会のメンバーを選び、両者は合体して理事会を構成する。この理事会の中で、邦ないし州レベルの組織の会長は、自分の率いる組織の代表者として活動する。執行委員会は一人からなり、幹部会は一種の選抜執行委員会であり、「農業者同盟」の会長、副会長及び事務長の計三人から構成される。

さらに「農業者同盟」は公的機関紙として『農業畜産』(Die Landwirtschaftliche Tierzucht) をもち、その他ウィークリーなどを発行して、世論の啓発をおこない、また友好的な地方新聞にニュース源を提供した。さらに「同盟」の有力者たちの出資に

より日刊新聞『ドイツ日報』(Die Deutsche Tageszeitung) が刊行され、「同盟」の目的の宣伝に従事した。そして「同盟」はこれらのキャンペーン活動では、社会民主党の方法を採用して、大衆の獲得にあたったという。

「農業者同盟」は特定の政党との結合を表明していなかったが、選挙のさいには「同盟」の望む農業政策の支持者に投票することを標榜していたので、「同盟」との間に共通の目標を見出した保守党は「同盟」に接近し、これを党の指導下におこうと努力した。だが「同盟」の会員の投票はしばしば「自由保守党」(die Freikonservative Partei) や反ユダヤ政党にも流れたのであり、このころみは必ずしも成功しなかったが、しかし「同盟」の指導層において大土地所有者の占める比重は圧倒的であり、また「同盟」の会長ブレッツ(B. v. Bretz) が保守党に所属し、党首マントイフェルが「同盟」の執行委員会の一員であったように、保守党と「農業者同盟」はしばしば人的結合をなしていた。それゆえ同盟は中・小農を保守党に結びつけ、党が西・南ドイツにも基盤を拡大することを助けたのである。だが党と「同盟」との提携は、党の議員団を「同盟」の影響下におき、党の農業利益政党への移行を促進してゆくのである。

要するに保守党それ自身の組織化は、きわめて薄弱な段階のま
まに止まっていた。底辺の農村地域では、立候補者の選出は「選
挙協会」ににぎられ、それもごく少数の名望家の決定事項に属し
た。立候補者の決定にあたっては、名望家たちの意向は党中央か
らは独立しており、中央は名望家たちの意向を上から統制できな
かった。また中央レベルの組織でも、二人委員会は下部組織の
意向に左右されない、それ自身独立した閉鎖的クラブをなしてお
り、二人委員会や議員団が下部組織の声に考慮を払うとしても、
せいぜいのところ「選挙協会」の指導者の段階までであった。し
かも二人委員会と議員団間の優越関係も制度的に確立していな
いのであり、その時々有力な人物ないしグループが両者の関係
を調整しながら実際上の指導力を発揮するという、ゆるやかな運
営方式がとられていた。このように保守党では、中央も地方の側
も相対的に独立しており、しかも両者の相互交流も円滑を欠き、
決して十分にはおこなわなかった。

従って党は大衆民主主義的状况の醸成とともに、「農業者同盟」
という代替組織によって、この状況への対応を試みることとなっ
た。この党と「同盟」との提携の進展は、党の農業利益政党化を
促進し、党の基盤を南・西ドイツの農民にまで拡大する機会をあ
たえ、その点では党に新しい生氣を注入するものであった。しか

し党の農業利益政党化は、保守党を第一義的に東エルベ・ユンカ
ーの利益にますます密着させるのであって、それはただちに党の
大衆化とイクォールとはならなかった。そしてこの一面性がかえ
って党の基盤を主として東エルベに限定し、党をプロイセン行政
官僚機構への依存へとおいやるのである。もともと郡長職はユ
ンカーが終身職として勤める地位として好まれていたが、次第に
プロイセン政府の高級職に昇進するための最良の手段とみなされ
てくるようになり、そこで野心的な人物は郡長になり、保守党の
ために奮闘して、以前には中央党や進歩党を選出していた郡を保
守党へと切替えることができたならば昇進への展望が開けたので
あった。^②このように保守党は郡長というルートを通じて、プロイ
セン行政官僚機構との結合を深めるが、しかしこのことは同時
に党の組織化への衝動に内側からブレーキをかけるものであった。
従って「農業者同盟」や東エルベ郡行政制度という二つの代替物
への党の依存は、地域的にも組織的にも党の基盤を東エルベへと
逆に限定するものであり、その意味で党にとってはマイナスの結
果を伴うものであったといえるであろう。要するに保守党は、そ
の組織の弱体が代替物への依存へと党を追いやり、この依存が逆
に党の基盤を狭く限定するという悪循環の中にとどまっていたの
である。

- ① Nipperdey, op. cit., S. 246-247.
- ② H. Booms, Die Deutschkonservative Partei (Düsseldorf 1954), S. 8.
- ③ Molt, op. cit., S. 92 u. 89.
- ④ Nipperdey, op. cit., S. 242-243.
- ⑤ Ibid., S. 252.
- ⑥ Ibid., S. 243-245.
- ⑦ Ibid., S. 250-251.
- ⑧ Ibid., S. 252 ff.
- ⑨ Ibid., S. 260 ff.
- ⑩ C. Bornhak, Grundriß der Verwaltungsrechts in Preußen und Deutschen Reiche (Leipzig 1912), S. 70-71. 村瀬興雄『ドイツ現代史』(東京一九五四年) 二二二-二四頁。
- ⑪ cf. M. Weber, Die Verhältnisse der Landarbeiter im ostelbischen Deutschland (Leipzig 1892), S. 18-20.
- ⑫ Booms, op. cit., S. 37; Nipperdey, op. cit., S. 24.
- ⑬ 中・エンゲルス(戸原四郎訳)『ドイツ帝國建設の際の強力と経済』新潮社版『マル・エン選集』第一〇巻) 三一九頁。
- ⑭ J. Ziekursch, Politische Geschichte des neuen deutschen Kaiserreiches, Bd II (Frankfurt a. M. 1927), S. 270.
- ⑮ L. W. Muncy, The Junker in the Prussian Administration under William II, 1884-1914 (Providence, Rhode Island 1944), p. 189. 村瀬・前掲書 五六頁。
- ⑯ 中・Muncy, op. cit., pp. 182-184; Molt, op. cit., S. 88 u. 90. 村瀬・前掲書 五一-五二頁。
- ⑰ S. R. Tirell, German Agrarian Politics after Bismarck's Fall (New York 1951), pp. 172-173. 大野・前掲書 一七一頁。

- ⑱ Tirell, op. cit., p. 177. 大野・前掲書 一七五頁。
- ⑲ Tirell, op. cit., pp. 175-176.
- ⑳ Ibid., pp. 176-177.
- ㉑ Ibid., p. 182. 大野・前掲書 一七二頁。
- ㉒ Nipperdey, op. cit., S. 249.
- ㉓ Muncy, op. cit., p. 110. 村瀬・前掲書、五〇頁。
- ㉔ 前掲〔第一表〕〔第二表〕において、プロイセン邦および東エルベ出身議員の百分率が年代をくたるとつれて増大する傾向に留意。

結論にかえて

以上においてわれわれは、ニッパダイの研究をわれわれなりに整理し、また部分的には多少の補足的説明もほどこしながら、名望家政治段階から大衆民主主義の醸成期におよぶドイツの主だった政党の組織の発展を考察してきた。次にヴァイマル期への簡単な展望をのべてこの小論のしめくりとしたい。

われわれは目下のところ、ドイツにおける大衆民主主義的状况はヴァイマル期に入って全面的に成熟の段階に到達したという見通しを立てている。ここでその理由を包括的に論ずる余裕はないが、さしあたり政党組織のあり方に大きな影響をあたえたヴァイマル期の要因として、一般的な政治化の進行、議会主義の制度的徹底化、それにとまなう政党の政治過程における比重の増大、中

中央・地方の議会選挙の頻繁化と激化などを指摘しておくことができよう。じじつ、ヴァイマル期の諸政党はこれらの要因に促され

ながら、第二帝政期にもましてその組織の強化・拡充をおし進めることになった。具体的には、党の大衆的基盤の拡大や党アバラートの構築・拡充などにそれをもっともよくうかがうことができ

る。ここで再びニッパダイのあげている数字を引用してヴァイマル期の政党組織の発展の一端にふれてみると、たとえ^①ばかつての保守党の系譜をひくドイツ国家人民党は一九二二年において約九万人、自由派政党の系譜に立つドイツ人民党は二〇年において八〇万人、社会民主党は二三年において一二六万一千人、共産党は二二年において三二万六千人の党員数を号していた。一九二〇

年には、おそらく全体で四〇〇万から四五〇万人のドイツ人が、つまり当時の全選挙民の一四・一%乃至一五・五%に相当する人口が、いずれかの政党に組織されていたと推測される。もちろんこの政党の組織率にはその後の時期において消長はあったが、しかしともかくこのような数字からだけでも、ヴァイマル期に入つて政党組織の底辺がいかに拡大されたかをうかがうことは可能だろう。また各党のかかえる党書記数について見れば、国家人民党は一九二〇年において五〇〇人、中央党は二五年において六〇人、社会民主党は二八年において一、三八七人の党書記をそれぞれ有

していたといわれ、そこには政党組織のアバラートの進行が端的にあらわれている。

もちろんヴァイマル期の政党組織については、単にその底辺の拡大やアバラートの進行を指摘するだけでは充分ではない。組織のこのような発展にともなつて、党内内部の権力関係や統合過程にさまざまな変化と困難な諸問題が生じてきたことにも注意する必要がある。いまそれらの諸問題を個別的にたち入つて論ずることは断念しなければならないが、ただヴァイマル期の一般の傾向として、一方において党内内部の権力関係の重心が上部機関に移行し、党意志の形成に対する一般党員の影響力がますます後退したこと、しかしまた他方では、諸利益団体からの圧力の増大、党内諸流派間の対立の尖鋭化、さらには党組織と議員団との間の緊張関係などによって、党内の統合過程が大きな負担をこうむるようになったことを指摘しておく。

最後に、ヴァイマル期の政党組織への展望に関連して次の一事をつけ加えて筆をおこうとおもう。その一事とは、すでにノイマン(S. Neumann)によって指摘されているように、ヴァイマル期にはナチスのごときいわゆる全体的統合政党の型に属する政党が登場してきたことである。^②一般に統合政党とは、その党員に対して組織への全人格的没入が要求され、その組織が「播種から墓場

まで」黨員の日常生活の全領域に滲透しているような型の政党を指す。今世紀初頭以来社会民主党がこのタイプに属するようになつたことは、すでに本文においても指摘しておいた。しかしながら、より仔細に観察すれば、社会民主党の場合にはその統合政党的性格にもかかわらず、党内に「下から上へ」向つての意志形成をある程度まで可能にするような民主主義的要因も存在していた。そしてこの側面をも織りこんで社会民主党のごとき政党の型を表現するためには、民主的統合政党という概念がより適切であろう。これに対してナチスのごとき政党の場合には、全党員に対する無条件の服従の要求、厳格な「上から下へ」向つての命令構造などの点において、統合政党のもつ特徴が極限にまでおし進められていた。この意味において、それは民主的統合政党と區別して全体的統合政党の型に属せしめられなければならないのである。ヴァイマル共和政の悲劇は、この新しいタイプの政党が大衆民主主義的状况のマイナス面をもっとも効果的に利用しながら急速に勢力を増大させて行くところに生ずる。だがこの問題は、この小論の域をすでにあまりにも遠くこえ出ているであらう。

- ① Nipperdey, op. cit., S. 398 f.
 ② S. Neumann, Die deutschen Parteien, Wesen und Wandel nach dem Krieg (Berlin 1932), S. 108-113. S. ノイマン編 (渡辺一訳) 『政党—比較政治学的研究』(東京一九六一年)、五三三—五三五頁。

(飯田＝京都大学大学院学生 中村＝大阪学芸大学助教授
 野田＝京都大学助教授 望田＝京都大学助手)

【訂正】前号掲載分の本稿「上」につき次のように訂正する。

- 九二頁上段 一行目 Leipholz → Leibholz
 九六頁上段 七行目 とそれとの↓それとの
 一〇二頁上段 九行目 ⑭ ↓トル
 一〇四頁上段 八行目 攻争 ↓抗争
 一〇四頁上段 一六行目 Bevollmächtigten → der Bevollmächtigte
 一〇六頁上段 八行目 議説料 ↓購説料
 一〇九頁下段 二行目 県 ↓地区(以下同)
 一一〇頁下段 九行目 蟻居 ↓蟻踞
 一一四頁下段 一七行目 Büfängen → Anfängen